

●香川県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年3月13日から同年4月3日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 財田上高瀬線（218号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町神田1241番1地先 から 三豊市山本町神田1241番2地先 まで	9.6~24.2	38	平成23年香川県告示第20号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成24年3月13日